

長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画素案に対する
県民意見募集（パブリックコメント）におけるご意見とその対応方針等について

- 1 意見募集期間
令和6年12月12日（木曜）から令和7年1月8日（水曜）まで
- 2 募集方法
電子申請、郵送、ファクシミリ
- 3 閲覧方法
県ホームページに掲載、県子ども家庭課、県政情勢コーナー（県庁県民センター内）、各振興局行政資料コーナー
- 4 意見の件数及び提出者数
54件（8人）

【ご意見及び反映状況】

対応の区分		件数
A	・案に反映させるもの	4
B	・案に既に盛り込まれているもの ・案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な対策を遂行する中で反映させていくもの	17
C	・今後検討していくもの	17
D	・反映が困難なもの	3
E	・その他（ご提案・ご意見・ご感想として承るもの）	13

※頂いたご意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して掲載

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
1	E	2	「DV被害者」が性別不問であることを明記されていることに好感を持った。国調査では被害者数の性差は相当に小さいと分かっており、性別に囚われずに必要な方に支援が届いてほしい。	ご意見として承ります。DV被害者への支援に当たっては、DV防止法及び国の基本方針に基づき、適切な支援を行ってまいります。
2	B	3	民間団体との連携について、様々な民間団体の中には本支援活動において連携することが必ずしも適当でない団体があることも想定されることから、県及び／又は市町の役割として、団体の適正性をしっかりと確認することを付け加えてはどうか。	国の基本方針において「多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体もある」との指摘もあり、県としましても、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう努めてまいります。
3	B	3	本県は離島も多く、地域・自治体によっては必ずしも支援に適当な民間団体、人材、設備等を合理的な負担で確保することが困難であることも考えられることから、各地の官民間問わず既存のリソースを適正に活用すること、と記載してはどうか。例えば、行政機関の人員による保護活動等、行政の他部署・部門からの応援、シェルターや一時保護施設等として官舎等や民宿ホテル等を利用することなどが考えられる。	ご意見のとおりです。本計画の、3頁「(1)県の役割」に「地域の実情や、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。」「広域的な観点から、市町が実施する支援対象者への支援が円滑に進むよう、市町における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町に対する支援を行うとともに、市町の取組状況を把握します。」と記載しております。
4	B	3	長崎県は離島を複数抱える県である。離島の「支援対象者」は地域性のしがらみから、困っていてもなかなか島内で安心して相談できない現状があり、なかなか支援に繋がらないため、同対象者が支援からこぼれ落ちないような工夫ある施策を考えていただきたい(都市型の一極集中に偏らない)。	
5	B	3	長崎県の各市町は地理的条件による特性が大きく異なり、困難ケースのニーズの把握、相談へのアクセスが難しい場合が多い。そのため、地域特性に応じた啓発方法、相談体制の構築が求められる、といったような文言を入れることで、地域によって異なる有効な施策を展開できるようにしてほしい	

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
6	B	3	<p>困難女性支援事業のモデル事業である若年被害女性支援事業では、公金の杜撰な使用や支援事業内容等についての疑義から、特に東京都では住民監査が認容され住民訴訟も複数なされるなど混乱が生じ、国会でも質疑がなされている。このような困難は、何よりも、支援を必要とされる方々のためにならないことから、混乱を起こさぬよう、県及び市町の役割として情報公開に努めることを明記してはどうか。</p>	<p>民間団体への補助金等の執行については、県財務規則や「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき適正な執行を行うとともに、長崎県情報公開条例等に基づき透明性・信頼性の確保に努めます。</p>
7	E	5	<p>民間団体等の活動に加え、NPO法等で規定される通り、会計を含む活動報告を適正に行い、行政を通じた県民への情報公開に努めるよう記載するのはどうか。また、行政にはそのサポートをしっかりと行うことを望む。</p>	<p>必要に応じてNPO担当課等とも密に連携を図りながら、情報公開等も含めて適切な対応に取り組んでまいります。</p>
8	B	5	<p>専門的知識・技術・経験が必要であるにも関わらず、期間限定の非正規職員としての雇用であることに大変疑問を感じている。優秀な人材を確保し良い支援を継続していくには、正規職員としての採用が当然だと考える。</p>	<p>支援対象者が適切な支援を受けられるよう、女性相談支援員の人材確保及び資質向上に努めるとともに、女性相談支援センターをはじめとする中核機関の機能強化に努めます。</p> <p>なお、国庫補助の対象者は、「任期付短時間職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員等として勤務する女性相談支援員とする。」としています。</p>
9	B	5	<p>担当部署名等が「婦人相談員」から「女性相談支援員」と名称変更だけでなく、困難な女性や若年女性が安心して相談できる相談員の人員配置や待遇改善が急務である。</p>	
10	B	5	<p>県や市町において女性相談支援員が配置されている。経験年数を積んだ方もいて、高いスキルをもって相談者の立場に立って相談にのっている方もたくさんいる。ところがその高い専門性とスキルを持った方々のほとんどが非正規(会計年度任用職員)なのは何故か。スキルが必要とされているのに、雇止めされるような待遇では、スキルの蓄積ができない。現在は相談員のヤル気と正義感のみに依存している状態。相談員の正規化と専門職化を図るべきだ。研修によるスキルの向上だけでなく待遇改善が必要。人材確保の意味からも正規雇用への転換を図るべき。</p>	
11	E	5	<p>女性相談支援員について、本事業及び他の行政活動を損なわないならば行政の担当部署にてその役割を果たすことを支持する。</p>	
12	B	5	<p>現在、4市に配置されている女性相談支援員の体制を拡大して欲しい。加えて幅広い知識・見識を持ちかつコーディネート力に溢れた同相談員の養成に力を入れて欲しい。支援には緊急・即効的な支援とその後の中長期的支援があることを理解していることが望ましい。</p>	<p>支援調整会議を活用しつつ市町等と一層の連携強化を図り、支援対象者に寄り添った支援に取り組んでいきたいと考えております。</p>

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
13	C	5	<p>県の女性自立支援施設は県内に1ヶ所しかないが、離島も多いため最低あと1ヶ所、県北にも必要だと思う。</p> <p>また逆境的な環境で育った単身の若年層の場合、現在の自立支援施設を出た後にグループホーム等に入所したり、単身で民間アパートに入居するが、適応することや生活を維持することが困難なケースが見られる。そういう場合の対策として、IDKが並列し、平日にはその1室に支援者が常駐して精神的なケアと生活支援を一定期間実施し、自立へ繋げることができ施設が必要ではないかと考える。</p>	<p>自立を目指す支援対象者については、女性自立支援施設（令和5年度までは婦人保護施設）に入所するまでもなく、生活保護の受給や公営住宅への入居などによって地域支援へ移行し自立する支援対象者が多い状況となっています。一方で、女性自立支援施設や一時保護施設につきましては、女性支援法の施行により役割も変わってくることから、今後、支援調整会議などで関係機関との情報共有や意見をいただきながら、有効的な活用方法について検討していきたいと考えております。</p>
14	C	5	<p>「長崎県では一か所設置しており」とあるが、現状ではその一か所も立地等の制限から、女性自立支援施設としての機能を十分果たせていない。今後、一か所に限らず、県内で数か所の設置が必要と思われる。その際、母子生活支援施設、児童養護施設などとの併設などの工夫によって、多様なニーズへの対応が可能と考えられる。</p>	
15	C	5	<p>DVなど自分には非がない女性が、なぜ逃げなくてはならないのか。それだけでも理不尽なのに、こんな厳しい環境に来なければ助けてもらえないのはさらに理不尽。もっと困難を抱えた女性が逃げ込んできてほっとするような環境、心身をいやして自立を考えられるような普通の生活に近い環境を整備すべきだ。ただ設置してあるだけでは女性を救うことはできない。女性自立支援施設や一時保護施設の改善が必要。ソフト面の環境整備のみならず、ハード面の環境改善にすぐに取り組んでほしい。</p>	
16	C	5	<p>長崎県唯一の女性自立支援施設の環境があまりにも劣悪。トイレ、風呂、洗面所などがすべて共用で、部屋ではテレビも音楽も視聴できない。おやつを食べることもできない。プライバシーが全くなく、ここへの入所はまるで罰を与えられているような環境だ。こんな環境では、困難を抱えている女性が助けを求めたくても、ここへの入所に二の足を踏む。現に、入所率が非常に低い。市の母子支援施設の環境も悪い。</p>	
17	C	20	<p>母子生活支援施設は市の管轄であるが、台所が居室にないことなどもあり使い勝手が悪く、せっかくの施設が有効活用されていないと思う。県からの財政的援助・指導などで改修工事をできないかと考える。</p>	

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
18	B	5	具体的な関係機関として「出入国在留管理局」を明記されてはどうか。既に「必要な関係機関」に含まれているとは思いますが、国籍を問わず支援することが本支援の内容として謳われており、在留資格の問題や支援の一環として帰国を進めることもあると想定される。	ご意見のとおり、「必要な関係機関」に含まれております。
19	A	6	素案の全文を読むと「連携」と「協働」が頻繁に出てくるが、言葉の定義としてどのように使い分けているのかを注釈でいいので説明して欲しい。「県内相談支援体制」のチャート表にも「連携」の文言だけでなく、「協働」の文言を加えるべきではないか	本計画については、国の基本方針に基づき作成しています。ご意見のとおり「協働」を追記いたしました。
20	D	6	この県内相談支援体制図では、県子ども・女性・障害者支援センターがメインで支援をしているというイメージが強く、市町の役割が重要というイメージがわきにくいように感じる。各種相談窓口の役割を視覚的に大きくして、市町が現場で支援を担うという役割を大きく表現してほしい。	本計画は県の計画のため、このような掲載となっております。支援調整会議を活用しつつ市町等と一層の連携強化を図り、支援対象者に寄り添った支援に取り組んでいきたいと考えております。
21	C	6	「毎年度(中略)評価を行います」を「毎年度(中略)評価を行い、公開します」のように変えてはどうか。本支援事業は多岐に渡り、広く市民の協力が必要であることから、情報公開をしっかりと行い市民の理解を醸成することが重要と考える。	「長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策等推進会議」の内容については、個別事例について共有される可能性がありますので、非公開としておりますが、ご意見のとおり、支援について広く啓発していくことは重要と考えております。今後の取組の中で検討してまいります。
22	A	13	共同親権導入により生じるおそれのある問題や配慮や対応とは、それぞれ具体的にどのようなものか、記載されてはどうか。	「親権者間での合意に至らない場合の意思決定の問題などに対して、児童相談所や家庭裁判所、弁護士など関係機関の連携を一層強化し、適切に対処していく必要があります。」と追記いたしました。
23	B	14	成果指標に支援調整会議の設置を盛り込んだのはいいと思う。加えて支援計画の策定も成果指標に入れてほしい。支援計画策定と支援調整会議の設置は県内市町は義務化してほしいくらいだ。そして県からも積極的に市町に働きかけをしてほしい。	いただいたご意見を参考に、まずは計画の成果指標である支援調整会議の設置について達成できるよう全市町に働きかけてまいります。
24	B	14	市町は最も身近な相談機能と福祉に関する実施主体なのだから、女性の自立支援をサポートしていくためには市町にこそ支援調整会議を設置すべきと考える。支援調整会議に関しては県と市町の連携を強めるようにしてほしい。	
25	B	14	法では「支援調整会議の設置」と「困難な問題を抱える女性支援計画の策定」に関しては、市町は努力義務になっている。しかし、真に困難な問題を抱える女性の支援を推進していくのであれば、各市町において計画を策定しなければならない。	

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
26	B	14	特に本県の計画は期間が長いことから、成果指標を途中で見直すことを明記されてはどうか。	本計画の2頁、計画の期間において、「法改正及び国の基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合等、必要に応じ見直すこととします。」と記載しております。
27	D	14	「実際に支援に繋がった人数」など、支援活動そのものの成果を評価指標にしてはどうか。支援体制の整備や広報のみに目が向き、肝心の支援活動がなおざりになることを危惧する。	本計画に掲げる支援対象者は多岐にわたり、複合的に困難を抱えている方も多いことから、支援成果を評価することは難しいため、本計画において、客観的な評価指標を掲げることは困難であると考えます。 ご意見のとおり、支援調整会議を活用しつつ市町等と一層の連携強化を図り、支援対象者に寄り添った支援に取り組んでいきたいと考えております。
28	C	15	「加害者更生等の調査研究」を「試行実施」としてほしい	内閣府による「令和5年度配偶者暴力加害者プログラムの普及に係る調査研究事業報告書（R6.3月）」の調査結果において、「具体的な加害者への取組としては、相談事業までに留まっており、DV加害者プログラムを事業として行う地方公共団体はまだ少ない。DV加害者プログラムを行う地方公共団体が少ない要因としては、関係部署や団体との連携不足、人材の不足、知見の不足やプログラムの効果についての説明が困難な点等が考えられる。また、そのほかの意見として、DV加害者プログラムを実施する上で現在は任意の加害者しか参加していないことから、DV加害者プログラムの受講の制度化等を要望する意見も見られたが、受講の意思や意欲のない加害者に受講させるとした場合のプログラムやその実施主体等のあり方等には課題が多く、継続して議論されることが望ましい。」としています。県としましても、今後、支援調整会議などで関係機関との情報共有や意見をいただきながら、取組について検討していきたいと考えており、併せて、他県との意見交換等も進めながら必要に応じて国に対して関連施策の充実を求めていきたいと考えています。
29	C	16	加害者更生等の調査研究という表現ではなく、人材育成を含めプログラム実施の試行を行い検証するということまで踏み込んだ計画にしてほしい	
30	C	16	県が行ってきた調査内容の報告会を定期的実施する旨を明記して頂きたい。また、今後の加害者対策について、5年以内に実施する具体的な計画を記載していただきたい。長崎県のような地方都市では、警察、県、保護命令を出す裁判所、加害者プログラムを実施する民間団体が連携して加害者の暴力再発を防止する地域システムが重要。加害者にかかわる組織・支援者が「顔が見える関係」であることが、地方都市の長所。「加害者を生み出さない長崎」「暴力を地域全体で予防する長崎」という、地方ならではの特色を生かした加害者対策を、全国に先駆けたモデル事業として実施してほしい。	
31	E	16	未成年者への啓発や教育については、なされるのが学校内であれ学校外であれ、その内容を事前に保護者に周知するよう記載されてはどうか。家庭での学習内容の定着が期待できるとともに、本支援事業を支える地域社会の構成員への周知ともなる。	貴重なご意見として、今後の取組みの参考とさせていただきます。 なお、県のホームページにおいて県内の中学校・高等学校でDV予防授業を実施するための指導者用のテキストを公開しています。より多くの方に活用いただけると幸いです。

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
32	D	16	Ⅰ（２）DV防止のための教育啓発 大学や事業所等が開催するDVに関する正しい理解～～ 担当に「男女参画・女性活躍推進室」を加えるべきではないか	男女参画・女性活躍推進室はDVにかかる意識啓発及び相談窓口の周知を実施し、こども家庭課はDVに関する教育啓発について実施することで、役割分担をしております。
33	E	16	県民の意識・認識改革や、周知啓発、教育のためには、条例の制定が必要と考える。困難な問題と性暴力は密接な関係があるので、長崎県も性暴力根絶条例を制定すべきと考える。	貴重なご意見として、今後の取組みの参考とさせていただきます。
34	E	16	性暴力根絶条例の中に小中高校生に対する教育も位置付ける。加害者にも被害者にもならない教育の実施を行う。現在、中高生へのデートDV出前講座が行われているが、加えて、小学校からのジェンダー平等教育、包括的性教育、性の多様性に関する教育が計画的に行われるように、特に外部講師による出前授業を、小中高校で少なくとも1回ずつ受けられるような体制づくり(カリキュラム、財政面など)を盛り込んだ性暴力根絶条例の制定が必要だ。	
35	E	16	性暴力根絶条例に「加害者の更生」も位置付けてほしい。	
36	E	16	他県でも性暴力根絶条例が制定されている。ぜひ長崎県も制定してほしい。	
37	A	16	現在、性暴力を受けたことが理解できない世代への性虐待や性暴力が行われている。助けを求めることができるような教育が必要。それが困難な問題を抱える女性を減少させる一つの手段となる。	令和7年度より民間団体と連携し、性被害を受けるリスクの高い要保護児童等に対して、心と体の健康教育を実施予定としておりますので、本計画の16頁へ追記いたしました。
38	C	17	相談先の周知を図るうえで公共交通機関の媒体も加えてほしい。広報誌、テレビ、ラジオ・・・という箇所に加える(バスの中のシールを見て架けましたという相談者を受理した経験から)。	相談窓口の周知方法について、発信する媒体等を見直すことにより、相談窓口の存在を知らなかった支援対象者にも届く広報・啓発の推進に努めてまいります。
39	C	17	若年層が自由に相談できる窓口を是非とも実現してほしい。	若年層向けの相談窓口については、教育委員会や学校また民間団体や関係機関と連携し、支援の充実に取り組んでまいります。
40	C	17	若年層は対面相談のみならず、電話相談も難しい。行政の相談窓口は認知すらされていない。ぜひ県も市町もSNS相談に取り組んでほしい。	
41	E	17	県と市町とはそれぞれの立場で違う役割があるが、職員の相互の一定期間の出向などで支援への理解を深めることにより、市町の配偶者暴力相談支援センターの設置をさらに促すことに繋がるのではないかと考える。	貴重なご意見として、今後の取組みの参考とさせていただきます。

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
42	B	18	性的少数者への支援について、その支援対象者への配慮とともに、周囲の他の支援対象者への配慮もなされることを望む。例えば若年被害女性等は異性への恐怖感を有する方も多くおり、自認女性の支援に当たってはこれらの方とスペースを区別する等の対応が必要と考える。	ご意見のとおり、多様な支援対象者について、個々の状況に配慮するとともに、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。
43	A	20	「住宅の確保に向けた支援」に加えて、「支援付き居住施設の充実」をいれてほしい	ご意見を踏まえ、本計画の本文を修正いたしました。
44	B	23	「民間団体との協働で早期発見」「話せる場の確保」とあるが、居場所づくりに取り組んでいる民間団体との協働は行われているのか。	本計画の23頁「10 民間団体等との連携体制の充実」「(1) 民間団体等との連携・協働の推進」に記載のとおりです。
45	B	23	民間団体との連携はこの法律のキモの一つと考えるが、長崎において行政は民間団体を対等の立場で協働する相手と認め協力体制ができているか疑問である。長崎モデルが機能しているのは民間団体に負うところが大きい。もっと多様な民間組織を育成すべきではないか。	
46	C	23	困難を抱えている女性が立ち寄れるような便利な場所に居場所づくりをするために、民間団体との連携と家賃の支援等、財政支援も必要。	本計画の成果指標において、「県内の女性支援を行う民間団体の活性化・拡大」を目指しております。まずは令和7年度に実態を調査し、民間団体への支援の在り方について、支援調整会議等において検討してまいります。
47	C	23	民間団体にしても、ステップハウスの職員などを正規雇用にできるだけの資金がないという。民間支援との連携を図っていくのであれば、民間組織の運営についても一定の補助をすべき。	
48	C	23	策定だけでなく、女性のために税金を使い予算を獲得して、民間・女性団体に周知徹底してほしい。	
49	C	23	民間団体の掘り起しのみならず、財政支援を手厚くして育成を図るべきだ。	
50	C	23	民間団体には、事業として行っている団体と、ボランティアで活動する市民運動的な団体があり、うまく連携する必要がある。市民運動的などころはともかく事業として行っている団体も民間団体はほとんどがぎりぎりの運営をしている。ちゃんと支援が継続できるような体制づくり支援と財政支援(県や国の事業計画や補助金を活用した事業の委託など)が必要だと思う。	

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
51	E	-	<p>これまでにはなかった新しい事業が計画されているが、これまでの財源とは別に増員が必要だと思われる人件費も含めた財源の確保はできているのか。今までの財源の中で実施するとなったら、新しい事業のためにこれまでの実績があったものを削減することになるので、財源の確保が必須である。</p> <p>長崎県の場合、すでに当計画を先取りした内容を含む委託事業もあり、民間団体との連携も強調されているが、財政的には委託料は減額の方向にある。こういう状況の中で新しい事業のための財源の確保については、どう考えているか。</p>	<p>これまでにはなかった新しい事業（民間団体の掘り起こしやネットワーク構築、要保護児童への性教育の実施）について、現在既存事業とは別に新規予算要求しているところです。</p>
52	E	-	<p>長崎県独自の基本計画は「女性支援及びDV対策基本計画」として策定している。現在、県相談支援対応の約7割がDVに関わる相談の実態から、DV対策計画に付け加えた「女性支援法」の策定になったと考えらる。しかし、男性中心の社会で経済的自立の教育を阻まれた女性の人権無視の生きる困難さは計り知れない。自助・共助・公助の社会の中で、耐え忍んで公的に頼ることができなかつた女性がいることを忘れないでほしい。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
53	E	-	<p>このパブリックコメントは関係者なのでやっと知った。この素案もパソコンがなければ手に入らない。「女性支援新法」ができたことも知らない、関心がない女性が多い現状。今後の県の市町への働きかけが重要だと思う。</p>	<p>パブリックコメントの実施にあたっては、長崎県ホームページおよびSNSにて周知している他、資料を県政情報コーナー、計画策定担当課、地方機関に配架し、閲覧可能としています。</p> <p>今後とも、県民の皆様からのご意見を幅広く募集できるよう対応してまいります。</p> <p>また、ご意見のとおり、支援調整会議を活用しつつ市町等と一層の連携強化を図りたいと考えております。</p>

No.	反映状況	頁	意見の趣旨	県の対応・考え方
54	E	-	<p>困難なご家庭として、両親ともが軽度の知的障害や精神疾患の場合の、子どもを一時的に保護する場所の拡充が喫緊の課題であると感じている。外国人の母親のときには動きが早いのに、日本人が両親のお子さんだとなかなか動きが遅いなども、正直びっくりしているところ。外部からの通報には迅速なのに、教職員からの通報には力がないのも感じている。県職員も動きに制限があることや対応する人員が少ないなどもあるかと思うが、何卒、心ある対応をお願いしたい。男女共同参画の予算は市町なのか、県と市町、学校などの役所同士の連携がもっとスムーズにいかないものか。また就学時健康診断から義務教育までの健康診断を学校に丸投げするから、不登校で健康診断を受けられない子が出てくるのではないか。地域保健が、学齢期児童にも行き届いて、学校での健康診断も地域保健と連携できれば、取りこぼしもなくなるのではないか。学校の健康診断を受けていない子を調査して地域でフォローするなどの仕組みを作っていけば、簡単に困った人を見つけて、それをきっかけに女性や障害者の福祉につながっていく事例がたくさんあると思う。もっと学校現場の声に耳を傾けてほしいと思う。</p>	<p>市町における児童分野の支援体制においては要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連携を図りながら困難な問題を抱える児童及び家庭へ支援することが考えられます。同様に、市町における女性支援体制においては支援調整会議を活用することで包括的な支援を目指していきたいと考えております。</p>